

○生駒市体育施設条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の体育及びレクリエーションその他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため、体育施設の設置及び管理並びに生駒市都市公園条例(昭和45年3月生駒市条例第16号)に定める公園施設のうち運動施設(以下「公園体育施設」という。)の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

2 公園体育施設の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

(管理)

第3条 体育施設及び公園体育施設(以下単に「体育施設」という。)は、生駒市教育委員会(以下「教育委員会」という。)がこれを管理する。

(平21条例29・一部改正)

(指定管理者による管理)

第3条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、体育施設の管理を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(平17条例19・追加、平21条例29・一部改正)

(指定の手續)

第3条の3 指定管理者の指定に当たり、教育委員会は、体育施設の管理に関する事業計画書その他教育委員会が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 体育施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 体育施設の管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。

(平17条例19・追加、平21条例29・一部改正)

(管理の基準)

第3条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い、体育施設の管理を行わなければならない。

(平17条例19・追加、平21条例29・一部改正)

(業務の範囲)

第3条の5 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 次条に規定する使用の許可、第6条に規定する使用許可の取消し等及び第14条に規定する入館及び入場の制限に関する事。
- (2) 第8条第1項に規定する使用料の徴収に関する事。
- (3) 第12条に規定する設備の許可に関する事。
- (4) 体育施設の維持管理に関する事。
- (5) その他教育委員会が必要と認める業務

2 前項の規定にかかわらず、生駒市井出山体育館、生駒市井出山グラウンド、生駒市浄化センターテニスコート及び生駒市井出山屋内温水プール(以下これらを「利用料金対象体育施設」という。)の管理をさせる指定管理者にあつては、前項第1号及び第3号から第5号までに掲げる業務をその業務の範囲とする。

(平17条例19・追加、平21条例29・一部改正)

(使用の許可)

第4条 体育施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(平17条例19・平21条例29・一部改正)

(使用の制限)

第5条 指定管理者は、使用目的又は使用内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき(指定管理者が特に必要があると認める場合を除く。)
- (3) 体育施設を汚損するおそれがあるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。
- (5) 管理上支障があるとき。
- (6) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

(平7条例14・平17条例19・平21条例29・平23条例30・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り

消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) その使用が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) その使用が虚偽の申請その他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (3) 体育施設が災害その他の事故により使用できなくなったとき。
- (4) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(平7条例14・平17条例19・平21条例29・一部改正)

(本市の免責)

第7条 前条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合において、体育施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)に損害が生じることがあっても、本市及び指定管理者は、これに対して補償の責任を負わない。

(平17条例19・平21条例29・一部改正)

(使用料及び利用料金)

第8条 体育施設(利用料金対象体育施設を除く。)の使用の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

- 2 利用料金対象体育施設の使用の許可を受けた者は、その使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。
- 3 使用料及び利用料金は、別表第3のとおりとする。ただし、生駒市井出山屋内温水プールに係る利用料金は、別表第4に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 4 第2項の規定により納付された利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入として収受されるものとする。
- 5 利用料金対象体育施設を管理する指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金についてプリペイドカード又は定期利用券を発行することができる。
- 6 前項に定めるもののほか、プリペイドカード及び定期利用券の金額その他これらの発行及び使用に関し必要な事項は、規則で定める。

(平21条例29・全改・一部改正)

(使用料等の減免)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減免することができる。

- 2 利用料金対象体育施設を管理する指定管理者は、市長が定める特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(平21条例29・一部改正)

(使用料等の還付)

第10条 既納の使用料及び利用料金は、還付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、同項の使用料の全部又は一部を還付することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、利用料金対象体育施設を管理する指定管理者は、市長が定める特別の理由があると認めるときは、同項の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(平21条例29・全改・一部改正)

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、体育施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(平21条例29・一部改正)

(設備)

第12条 使用者は、体育施設の使用に関し、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(平17条例19・平21条例29・一部改正)

(原状回復義務)

第13条 使用者は、体育施設の使用を終了したとき、又は第6条の規定により使用の許可を取り消され、使用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(平21条例29・一部改正)

(入館及び入場の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、体育施設への入館若しくは入場を拒否し、又は体育施設からの退館若しくは退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品を携行する者
- (3) 動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第7条第1項に規定する身体障害者補助犬及びこれに準ずる犬を除く。)を携行する者
- (4) プールへ入場しようとする6歳未満の者で、20歳以上の引率者のいないもの
- (5) 体育施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (6) 体育施設の管理上支障がある者

(7) その他指定管理者が不相当と認める者

(平17条例19・追加、平21条例29・一部改正)

(損害の賠償)

第15条 使用者は、使用に際し、その責めに帰すべき理由により、体育施設を破損し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(平17条例19・旧第14条繰下、平21条例29・一部改正)

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、体育施設の管理に関し必要な事項のうち、使用料及び利用料金に関する事項については規則で、それ以外の事項については教育委員会規則で定める。

(平21条例29・全改・一部改正)

別表第1(第2条関係)

(平2条例15・平3条例1・平3条例8・平12条例26・平21条例7・平21条例29・平26条例14・一部改正)

(1) 体育館

名称	位置
(仮称)生駒市北部スポーツセンター体育館	生駒市高山町166番地2
生駒市北大和体育館	生駒市北大和3丁目5077番地
生駒市市民体育館	生駒市門前町9番20号
生駒市小平尾南体育館	生駒市小平尾町1629番地
生駒市井出山体育館	生駒市小平尾町1766番地1

(2) 武道館

名称	位置
生駒市武道館	生駒市門前町9番20号

(3) グラウンド

名称	位置
(仮称)生駒市北部スポーツセンター野球場	生駒市高山町166番地2
(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンド	生駒市高山町166番地2

(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンドランニングトラック	生駒市高山町166番地2
生駒市北大和野球場	生駒市北大和3丁目5077番地
生駒市北大和グラウンド	生駒市北大和3丁目5077番地
生駒市小平尾南少年グラウンド	生駒市小平尾町1629番地
生駒市井出山グラウンド	生駒市小平尾町957番地

(4) テニスコート

名称	位置
(仮称)生駒市北部スポーツセンターテニスコート	生駒市高山町166番地2
生駒市浄化センターテニスコート	生駒市東山町201番地21

(5) プール

名称	位置
生駒市井出山屋内温水プール	生駒市小平尾町956番地1

別表第2(第2条関係)

(平4条例13・平9条例9・平10条例35・平12条例26・平21条例29・一部改正)

(1) 体育館

名称	位置
生駒市総合公園体育館	生駒市小明町1807番地1
むかいやま公園体育館	生駒市萩原町673番地

(2) グラウンド

名称	位置
イモ山公園グラウンド	生駒市北田原町2476番地8
生駒市総合公園グラウンド	生駒市小明町1807番地1
生駒市健民グラウンド	生駒市元町2丁目11番
むかいやま公園グラウンド	生駒市萩原町673番地

(3) テニスコート

名称	位置
イモ山公園テニスコート	生駒市北田原町2476番地8
生駒市総合公園テニスコート	生駒市小明町1807番地1

滝寺公園テニスコート	生駒市元町2丁目11番
生駒山麓公園テニスコート	生駒市俵口町2088番地
むかいやま公園テニスコート	生駒市萩原町673番地
生駒市健民テニスコート	生駒市元町2丁目11番

(4) プール

名称	位置
イモ山公園プール	生駒市北田原町2476番地8
滝寺公園プール	生駒市元町2丁目14番

(5) 相撲場

名称	位置
生駒市総合公園相撲場	生駒市小明町1807番地1

別表第3(第8条関係)

(平2条例15・平3条例8・平3条例30・平4条例13・平5条例6・平6条例17・平7条例14・平8条例8・平9条例9・平10条例8・平10条例35・平14条例24・平17条例19・平21条例7・平21条例29・平25条例25・平25条例41・平26条例14・一部改正)

1 体育館

区分			(午前) 9:00~12:00	(午後) 12:00~15:00	(夕方) 15:00~18:00	(夜間) 18:00~21:00
(仮称)生駒市北部スポーツセンター	アマチュアスポーツ	体育室 全面	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円
	スポーツ	体育室 半面	1,850円	1,850円	1,850円	1,850円
生駒市市民体育館	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)		16,970円	16,970円	16,970円	16,970円
生駒市総合公園体育館	指定管理者が特に必要なと認める営利使用の場合		62,230円	62,230円	62,230円	62,230円
	会議室		510円	510円	510円	510円

	多目的室	1,230円	1,230円	1,230円	1,230円
生駒市北 大和体育 館	アマチュアスポ ーツ	1,850円	1,850円	1,850円	1,850円
生駒市小 平尾南体 育館	アマチュアスポ ーツ以外(集会、 講演会等)	8,490円	8,490円	8,490円	8,490円
生駒市井 出山体育 館	指定管理者が特 に必要があると 認める営利使用 の場合	31,110円	31,110円	31,110円	31,110円
	会議室	510円	510円	510円	510円
むかいや ま公園体 育館	アマチュアスポ ーツ	2,160円	2,160円	2,160円	2,160円
	アマチュアスポ ーツ以外(集会、 講演会等)	9,950円	9,950円	9,950円	9,950円
	指定管理者が特 に必要があると 認める営利使用 の場合	36,480円	36,480円	36,480円	36,480円

備考

- 1 「体育室半面」とは、体育室の床面積の2分の1以下をいう。
- 2 会議室使用の場合、机及び椅子は使用料又は利用料金に含む。
- 3 次に掲げる者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
 - (1) 市内に住所を有する中学生以下の者
 - (2) 市内に存する幼稚園、小学校又は中学校に在学する者
 - (3) 指定管理者が前2号に準ずると認める者
- 4 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 児童生徒等(前項に掲げる者をいう。以下同じ。)

- (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者
- 5 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を含む。

2 武道館

区分				(午前) 9:00~13:00	(午後) 13:00~17:00	(夜間) 17:00~21:00
生駒市武道館	専用使用	アマチュアスポーツ	全面	2,470円	2,470円	2,470円
			半面	1,230円	1,230円	1,230円
		アマチュアスポーツ以外 (集会、講演会等)		10,970円	10,970円	10,970円
		指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合		41,480円	41,480円	41,480円
	個人使用		1人につき 100円	1人につき 100円	1人につき 100円	

備考

- 1 「半面」とは、武道場の床面積の2分の1以下をいう。
 - 2 児童生徒等が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
 - 3 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 児童生徒等
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者
 - 4 上表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。
- ### 3 グラウンド

区分		(午前) 9:00~13:00	(午後) 13:00~17:00	(夜間) 17:00~19:00	(夜間) 17:00~21:00
(仮称)生駒市北部スポーツセンター野球場	アマチュアスポーツ	1,640円	1,640円	620円	
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円	3,390円	
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円	12,440円	
(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンド	アマチュアスポーツ	全面	4,110円	4,110円	4,110円
		半面	2,060円	2,060円	2,060円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	16,970円	16,970円	16,970円	
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	62,230円	62,230円	62,230円	
(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンドランニングトラック	個人使用	大人	1人につき1回 210円		
		小人	1人につき1回 100円		
生駒市北大和グラウンド	アマチュアスポーツ	1,340円	1,340円	510円	
	アマチュアスポーツ	6,790円	6,790円	3,390円	

イモ山公園グラウンド	ツ以外(集会、講演会等)				
むかいやま公園グラウンド	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円	12,440円	
生駒市北大和野球場	アマチュアスポーツ	1,640円	1,640円		1,640円
生駒市井出山グラウンド	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円		6,790円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円		24,890円
生駒市総合公園グラウンド	アマチュアスポーツ	1,340円	1,340円		1,340円
生駒市健民グラウンド	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円		6,790円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円		24,890円
生駒市小平尾南少年グラウンド	アマチュアスポーツ	620円	620円		620円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	3,390円	3,390円		3,390円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	12,440円	12,440円		12,440円

備考

- 1 「半面」とは、グラウンドの面積の2分の1以下をいう。
- 2 「小人」とは、中学生以下の者をいう。ただし、3歳未満の者は、無料とする。
- 3 「1回」とは、3時間以内における継続する使用をいう。
- 4 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。ただし、(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンドランニングトラックについては、この限りでない。
- 5 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 児童生徒等
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者
- 6 (仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンドを日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合の使用料の額は、当該使用料の額の1.5倍に相当する額とする。
- 7 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

4 テニスコート

区分		9 : 00～	11 : 00～	13 : 00～	15 : 00～	17 : 00～	19 : 00～
		11 : 00	13 : 00	15 : 00	17 : 00	19 : 00	21 : 00
(仮称)生駒市北部スポーツセンター	アマチュアスポーツ	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,030円	
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	
生駒市浄化センター	指定管理者が特に必要があると認め	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	
テニスコート(砂入り人工芝型)							

イモ山公園テニスコート	る営利使用の場合							
生駒市浄化センターテニスコート(全天候型)	アマチュアスポーツ	1コートにつき 720円	1コートにつき 720円	1コートにつき 720円	1コートにつき 720円	1コートにつき 620円		
生駒市健康市民テニスコート	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	3,390円	3,390円	3,390円	3,390円	3,390円		
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	12,440円	12,440円	12,440円	12,440円	12,440円		
生駒市総合公園テニスコート	アマチュアスポーツ	1,230円	1,230円	1,230円	1,230円	1,230円	1,230円	
生駒山麓公園テニスコート	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	5,090円	5,090円	5,090円	5,090円	5,090円	5,090円	
ま公園テニスコート	指定管理者が特に必要があ	18,670円	18,670円	18,670円	18,670円	18,670円	18,670円	

ると認め る営利使 用の場合						
----------------------	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 2 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 児童生徒等
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者
- 3 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

5 プール

区分			(午前)10:00~12:00	(午後)13:00~17:00
イモ山公園プール 滝寺公園プール	個人使 用	大	1人につき 210円	1人につき 310円
		小 人	1人につき 100円	1人につき 210円
	団体使 用	大	1人につき 150円	1人につき 210円
		小 人	1人につき 50円	1人につき 150円

備考

- 1 「団体」とは、責任者に引率された30人以上の者をいう。
- 2 「小人」とは、中学生以下の者をいう。ただし、3歳未満の者は、無料とする。
- 3 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 児童生徒等
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

4 上表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

6 相撲場

区分		(午前)	(午後)	(夜間)
		9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~19:00
生駒市総	アマチュアスポーツ	310円	310円	210円
合公園相撲場	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	1,700円	1,700円	1,700円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	6,220円	6,220円	6,220円

備考

- 1 児童生徒等が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 2 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 児童生徒等
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者
- 3 上表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

7 夜間照明

区分	金額
(仮称)生駒市北部スポーツセンターグラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円
生駒市北大和野球場夜間照明	1時間につき全点灯 4,110円 1時間につき5割点灯 2,060円
生駒市小平尾南少年グラウンド夜間照明	30分につき 310円 (ただし、単位時間に端数を生じたときは30分とみなす。)
生駒市井出山グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円

生駒市総合公園グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯	4,940円
	1時間につき5割点灯	2,470円
生駒市健民グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯	2,470円
	1時間につき5割点灯	1,230円
生駒市総合公園テニスコート夜間照明	1コート1時間につき	370円及びカード1枚につき 360円
生駒山麓公園テニスコート夜間照明	1コート1時間につき	370円及びカード1枚につき 360円
むかいやま公園テニスコート夜間照明	1コート1時間につき	370円及びカード1枚につき 360円

備考 上表の金額には、消費税等相当額を含む。

8 附属設備

市長の定める額

別表第4(第8条関係)

(平21条例29・追加、平25条例41・一部改正)

1 当日使用

区分	金額
プールのみ	1人につき820円以内
プール及びトレーニングジム	1人につき1,230円以内

備考 上表の金額には、消費税等相当額を含む。

2 月間使用(技術指導有り)

区分	金額
プール、トレーニングジム及びスタジオ	1人につき7,200円以内

備考 上表の金額には、消費税等相当額を含む。